

地域の裁判所の充実を求める意見書（案）

年 月 日

最高裁判所長官
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
法務大臣

宛て

議長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。
記

国民の司法アクセス向上、手続の迅速化及び事務の効率化等を目的に、司法分野においてもデジタル化が進められているが、他方で、個人の価値観の変化や家族形態の多様化等を背景に家事事件等は複雑化している。

事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決を図るには、裁判官、家庭裁判所調査官、調停委員等による対面での細やかな対応や信頼関係の構築が重要であり、デジタル化の推進と有人対応の充実の両者を調和させることでより質の高い司法サービスの実現が期待される。

また、近年の法改正では、子どもの最善の利益の確保や成年後見制度の適正な運用等において、家庭裁判所の果たす役割が一層重要になっており、その責務にふさわしい専門職の配置及び施設環境の整備を推進する必要がある。

よって、本県議会は、国会及び政府において、地域の裁判所の充実により、全ての国民の裁判を受ける権利と司法アクセスを実質的に保障するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 裁判官、家庭裁判所調査官が常駐していない地方・家庭裁判所支部の解消に向け、人的体制の充実を図ること。
- 2 裁判所庁舎の完全バリアフリー化を早期に実現するとともに、利用者の利便性や安全性の向上に資する施設整備を推進すること。
- 3 司法DXの推進に当たっては、利用者特性や事件内容に応じて柔軟な運用を図るとともに、デジタル機器の利用が困難な者も、身近な裁判所で十分な支援を受けられる体制を充実させること。
- 4 家庭裁判所出張所の運用改善及び人的体制の充実を進め、出張事件処理の件数を増加させ、各地の出張所を実質的に機能させること。
- 5 裁判官その他の裁判所職員について、多様な人材が継続して活躍できるよう、柔軟な人事運用及び勤務環境の整備を推進すること。